

第 166 回奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 30 年 12 月 20 日(木) 午後 3 時 ～ 午後 5 時 05 分

2. 場 所 奥出雲町役場 横田庁舎3階 大会議室

3. 出席委員 (35名)

2 番 安部 備造	3 番 石原 敬士	4 番 高橋 恵子	
5 番 勝田 律江	6 番 内田 吉彦	7 番 藤原 功	8 番 松原 武雄
9 番 佐伯 徳明	10 番 若槻 隆季	11 番 濱田 正敏	12 番 山内 博文
13 番 宇田川 光好	14 番 勝部 定次	15 番 藤原 純夫	16 番 森山 富夫
18 番 藤原 一利	19 番 和久利 勝	20 番 八澤 幹夫	
21 番 若槻 進	23 番 和久利 健	24 番 岩田 康男	25 番 藤原 力夫
27 番 立石 覚	31 番 大坂 茂	32 番 福本 成美	33 番 安部 仁司
34 番 嵐谷 和則	35 番 松原 康夫	37 番 若槻 保	38 番 高橋 政伸
39 番 田部 一夫	40 番 中林 孝	41 番 澤井 浩二	42 番 吉田 貞一
43 番 内田 勝幸			

4. 事務局又は説明者

農業委員会 事務局長 吉川 明 広

5. 欠席委員(8名)

1 番 原田委員、17 番 渡部委員、22 番 植田委員、26 番 石原委員 28 番 藤原委員
29 番 金倉委員、30 番 小池委員、36 番 岩田委員

6. 議事日程

日程第1号 議事録署名委員の指名

日程第2号 報告第1号 農地の合意解約に関する届出について

議案第1号 非農地証明交付申請の承認について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権の設定)

議案第6号 下限面積の設定について

そ の 他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	166回奥出雲町農業委員会総会を行います。 議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1番 原田委員、17番 渡部委員の2名でございます。議員総数18名中16名出席です。過半数に達しておりますので本日の総会は成立いたします。次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、5番 勝田委員、6番内田委員にお願いをいたします。 それでは議事に入ります。上程いたします議題は日程のとおりであります。 第1号議案から第6号議案まで、順次行います。 報告第1号、「農地の合意解約に関する届出について」を上程いたします。事務局は説明して下さい。
事務局	報告第1号、「農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する」平成30年12月20日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在、△△△△外14筆、地目は登記簿、現況は田、畑 面積 121㎡外合計14780㎡。賃貸人氏名 ○○○○、△△△△、賃借人氏名 ○○○○ △△△△、解約届出日、平成30年11月19日 解約成立日、平成30年11月3日、土地引渡時期は、平成30年12月31日、解約の理由、賃貸人の夫が自作をするため。 番号2、農地の所在 △△△△外6筆、地目は登記簿、現況ともに田 面積 1773㎡ 他合計14946㎡ 賃貸人氏名 ○○○○ △△△△ 賃借人氏名 ○○○○ △△△△ 解約届出日、解約成立日、土地引き渡し時期はいずれも平成30年12月20日です。解約の理由 賃貸人が法人参加のため、解約し、農地中間管理機構経由で貸し出すため。 番号3、農地の所在 △△△△外4筆、地目は登記簿、現況ともに田 面積 670㎡ 他合計3382㎡ 賃貸人氏名 ○○○○ △△△△ 賃借人氏名 △△△△ ○○○○ △△△△ 解約届出日、解約成立日は平成30年11月20日 土地引き渡し時期は平成30年12月20日です。解約の理由 賃貸人が法人参加のため、解約し、農地中間管理機構経由で貸し出すため。 番号4 農地の所在 △△△△外2筆 地目は登記簿、現況ともに田 面積 972㎡ 他合計2528㎡ 賃借人氏名 ○○○○ △△△△ 賃借人氏名 ○○○○ △△△△ 解約届出日、解約成立日は平成30年11月20日 土地引き渡し時期は平成30年12月20日です。解約の理由 賃貸人が法人参加のため、解約し、農地中間管理機構経由で貸し出すため。 番号5 農地の所在 △△△△外1筆 地目は登記簿、現況ともに田 面積 504 ㎡ 他合計1528㎡ 賃借人氏名 ○○○○ △△△△ 賃借人氏名 ○○○○ △△△△ 解約届出日、解約成立日は平成30年11月20日 土地引き渡し時期は平成30年12月20日です。解約の理由 賃貸人が法人参加のため、解約し、農地中間管理機構経由で貸し出すため。 番号6 農地の所在 △△△△外6筆 地目は登記簿、現況ともに田 面積 1859㎡ 他合計9967㎡ 賃借人氏名 ○○○○ △△△△ 賃借人氏名 ○○○○ △△△△

事務局	△ 解約届出日、解約成立日は平成30年11月20日 土地引き渡し時期は平成30年12月20日です。解約の理由 賃貸人が法人参加のため、解約し、農地中間管理機構経由で貸し出すため。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 報告事項ですので質疑は行いません。 次、議案第1号 非農地証明交付申請の承認について、を上程いたします。 事務局説明して下さい。
事務局	議案第1号、「農地法第2条第1項の規定により、下記農地の非農地証明申請があったので意見を求める。」平成30年12月20日提出 奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 △△△△外1筆、地目は登記簿、田、現況、山林、面積 193 m² 外で計 652 m²。権利種別 非農地証明、所有者氏名〇〇〇〇、住所 △△△△。非農地の事由 減反政策の頃より農地として利用しておらず、現在、山林化している 申請地は△△地区△△自治会地内の農地です。現地調査につきましては、11月 26日に△△地区の 5 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。 番号2、農地の所在 △△△△外1筆、地目は登記簿、田、畑、現況、原野、山林、面積 1504 m²他で計 1,561 m²。権利種別 非農地証明、所有者氏名 〇〇〇〇、住所 △△△△。非農地の事由 農地として利用を行っておらず現在、原野化、山林化している。 申請地は△△地区△△と△△地内の農地です。現地調査につきましては、11月 26日に△△地区の 5 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、原野化、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。 番号3、農地の所在 △△△△、地目は登記簿、畑、現況、山林、面積 496 m²。権利種別 非農地証明、所有者氏名 〇〇〇〇、住所 △△△△。非農地の事由 昭和 35 年頃から農地として利用を行っておらず、現在山林化している。 申請地は△△地区△△地内の農地です。現地調査につきましては、11月 1日に△△地区の 5 名の農業委員、推進委員の方において実施しました。現地は長年耕作がされていないため、山林化しており、農地への復旧は困難と思われます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第1号番号 1 について担当委員の補足説明をお願いいたします。 19 番 〇〇委員
19番	19 番〇〇が補足説明させていただきます。場所でございますが、□□□□から□□□□のほうへ向かって2.5キロくらい行ったところから今度は左に入って△△自治会を通って△△△へ出る道がありますが、その入り口のところでございますが、実際は先ほど事務局からお話がありましたけれども5人で現地を見ましたけれども、まあ、ここが田んぼだったろうというような感じで山林化しておりまして原状復帰は無理だと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。
21番	次、議案第1号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします 21番〇〇委員 21番ですけれども、〇〇がご説明させていただきます。 田んぼのほうですが、△△△自治会になりますが、□□□□がございしますが、県道挟んで向かい側に細い旧道がございしますが、上がって降りたところの左側にあります。すでにカヤが全体に覆っておりまして 5 人で見て回りましたけれどもこれはもう作られないな、という状態でして原野化と認めました。それから畑のほうですけれども、△△△自治会ですけれども今の田んぼの前の旧道を100メートルほど行きますと町道に当たります。その町道から△△△自治会になります。 町道から入った山の中にこの畑があります。畑といっても山林とこの畑が同化しておりまして。原野化という事でございます。よろしくお願いいたします。 以上です。
議長	担当委員の補足が終わりました。 議案第1号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第1号番号2について可とすることに決しました。
40番	次、議案第1号番号3について担当委員の補足説明をおねがいたします。 40番 〇〇委員 はい。40番〇〇です。1号議案の3番について補足説明させていただきます。 〇〇さんは△△自治会、△△△でございます。場所でございますが県道△△△線を△△から△△に上がって△△に入って△△△へ抜けるわけでございます。△△△の2叉路に△△、△△方面に行くところに汽車が置いてあります県道挟んで反対側の山に隣接している畑でございます。ここに書いてありますように35年頃から畑として活用していないという事で山林に隣接していることで木も生えて山林化しておりまして、とても畑としては復元が難しいではないかと確認しましたのでよろしくご審議よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました 議案第1号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第1号番号3について可とすることに決しました。

議長	次、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局説明して下さい。
事務局	議案第2号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。平成30年12月20日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在地 △△△△、地目は登記簿 現況ともに畑、面積は53㎡。権利種別、3条無償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては無償です。 番号2、農地の所在 △△△△、地目は登記簿 現況ともに畑、面積60㎡。権利種別、3条有償移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、経営面積はご覧の通りです。なお、対価につきましては10aあたり560,000円です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 25番 ○○委員
25番	25番 ○○がご説明いたします。この案件ですが△△△自治会でございます。 国道△△△線沿いに□□□、□□□がございます。その入り口の近くに橋があって渡って△△△方面に向かいます。その農道を300メートルばかり行きますと、小高い丘みたいなのがありまして、そこにお墓が山の両サイドにありまして、その真中のほうに20くらい小さい畑が点在しているような状況でございます。その一角でございます。譲受人の○○さんですが、元々石屋さんをやっておられましてその傍らというか、農業のほうもやっておられまして△△、△△△自治会を中心に田んぼのほうも頑張っておられます。譲渡人の○○○○さんですが元役場の職員さんです。今、住所が△△になっております。△△にも家がありますし△△にも家が残っておりまして、両方の家を行ったり来たりされてるようでございます。元々は田んぼや畑があったようでございますが、国道が付いたり家が建ったりして見ての通りあんまり農地のほうはもうございませぬ。残っている農地は年齢も年齢ですしなかなか管理ができないという事で○○さんに譲渡して管理をしてもらえれば周りのほうに迷惑が掛からないだろうという事で、お話ができたようで無償譲渡されるという事でございます。以上です。よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 承認することに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第2号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。

議長	42番 ○○委員
42番	42番○○が補足説明させていただきます。この場所ですけれども△△△の□□□の、たもとに自転車屋がありますけれどもそこから小学校のほうへ10から20メートルくらい行ったところから□□□のほうへ入る小さい町道があります。○○○さんの建物が建ってる方へ入っていく途中にありますけれども大変狭い道です。○○さんと○○さんは隣合わせのおうちです。もともと○○さんの車庫がそこに建っていたわけですが、車庫のところに○○さんの家に入るのに入り口が狭くて不自由な感じなので、貰えないかという事だそうです。調べてみしたら畑という事で、今その車庫を壊して更地のような状態に戻して宅地の一部のような格好ですが見通しが入り口から出た時に良いという事で自分のところにもraitたいという事でございます。○○さんは反対のところにも畑があります。そういう小さい畑を維持していきたいという事でございましてこの度、所有権移転を申し出られたという事でございます。ご審議よろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第2号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。平成30年12月20日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 56 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 露天駐車場、施設 露天駐車場、転用理由、 追認です。大型車の駐車場として利用するため。 除地については平成30年10月1日に許可となっています。顛末書が出ております 番号2、農地の所在、△△△△の一部、地目は登記簿、現況ともに畑、面積 323 m²のうち 239 m²。申請人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 資材置き場、施設 資材置き場、転用理由 追認です。公共工事の代替地として、倉庫兼住宅が建築されたが、更地で返却され、その後資材置き場として利用するため。 除地については平成9年度に許可となっています。顛末書が出ております。 これらの案件につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請地に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない場合の代替性なし」、に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしく願いいたします。 事務局の説明が終わりました。 議案第3号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。

議長	10番 ○○委員
10番	番号1について10番○○が補足説明させていただきます。 △△の□□□のところの交差点を△△農道のほうへ約3キロほど行きますと、△△の集会所、○○○○の作業所がある交差点に行きます。その交差点を右に曲がっていただきますと町道を約 1.5 キロ行きますと 5, 6 件の集落がございます。そのところに○○さんの家がございます、今回の転用の土地がございます。 ここの土地でございますが、○○さんのお子さんが大型ダンプを所有し営業しております。その駐車場として使っておられるところの申請でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました 議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第3号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。 2番 ○○委員
2番	はい。説明させていただきます。場所ですが町道△△△線でございます。 □□のところから入って△△に抜ける道でございます。△△へ抜ける道でございます。△△と△△の境目のようなところがございます、最近○○○の電波塔が建ったところのとなりのところでございます。 この○○さんは説明があった通りでございます。 顛末書も出ているようですのでご理解いただきますようお願いいたします。以上です。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第3号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、を上程いたします 事務局説明してください。
事務局	議案第4号「農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。」平成30年12月20日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在、△△△△、地目は登記簿、現況ともに 畑、面積 9.54 ㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 △△△△、譲受人氏名 ○○○○、住所 △△△△、転用目的 墓地、施設 墓地、転用の理由 現在の墓地は山林の中にあり、管理が困難なため申請地に新設したい。 除地は平成 30 年 10 月 1 日に許可となっています。

事務局	この案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 以上ご審議よろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第4号 番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。 42番 ○○委員
42番	はい。番号1について○○が説明いたします。 ○○○○さん、○○さんはおじいさんと孫という関係です。○○○○さんの親御さんが亡くなられて初めての仏さんという事で墓地を作りたいという事で前からやっておられましたが、雑種地のつもりでおられたところが畑だったという事で10月1日に除地申請が行われました。親御さんの親御さんも高齢ですので孫のほうに所有権を移転するような形でもう一度申請をし直すという事でございます。 宜しく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第4号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第5号 農地利用集積計画の承認についてを上程いたします。 利用権設定です。 事務局説明してください。
事務局	議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農地利用集積計画の決定について意見を求める」平成30年12月20日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1 農地の所在 △△△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田、面積 1091㎡ 他合計 4307㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号2 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積は1218㎡ 他合計3244㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。 番号3 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田、面積 1299㎡他 2048㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年 10a当たりの賃借料は玄米30kgです。

事務局	番号4 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積 892㎡、内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 公益社団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は8000円です。 番号5 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 848㎡ 他1594㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△、経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は3年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は、総額玄米30kgです 番号6 農地の所在 △△△△外2筆 登記簿現況ともに田 面積 1043㎡他合計6258㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号7 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は1431㎡、内容は再設定です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は5年1ヶ月10a 当たりの賃借料は10000円です。 番号8 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積は2125㎡ 内容は再設定です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は12000円です。 番号9 農地の所在 △△△△外1筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 2029㎡ 他合計 2844㎡ 内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は5年 10a 当たりの賃借料は玄米45kgです。 番号10 農地の所在 △△△△外3筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 773㎡ 他合計4912㎡ 内容は再設定です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は5年2ヶ月 10a 当たりの賃借料は総額玄米120kgです。 番号11 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1262㎡ 他合計2658㎡ 内容は再設定です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用目的は田 期間は5年2ヶ月 10a 当たりの賃借料は総額玄米60kgです。 番号12 農地の所在 △△△△外7筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1577㎡ 他合計13024㎡ 内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 公益財団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は8000円です。 番号13 農地の所在 △△△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1773㎡ 他14946㎡ 内容は新規です。利用権を設定するもの ○○○○ △△△△ 経営
-----	---

事務局	面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 公益財団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は8000円です。 番号14 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積4925㎡ 他合計16926㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 公益財団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は8000円です。 番号15 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積504㎡他合計2990㎡ 内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 公益財団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は8000円です。 番号16 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田、面積860㎡他合計5502㎡ 内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 公益財団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は8000円です。 番号17 農地の所在 △△△△外14筆 地目 登記簿現況ともに田、面積972㎡ 他合計16676㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 公益財団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は8000円です。 番号18 農地の所在 △△△△外2筆 地目 登記簿現況ともに田 面積1317㎡ 他合計2976㎡ 内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 公益財団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は8000円です。 番号19 農地の所在 △△△△外4筆 地目 登記簿現況ともに田 面積670㎡他合計3382㎡ 内容は新規です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 公益財団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は8000円です。 番号20 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに田 面積 572㎡、内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 公益財団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は8000円です。 番号21 農地の所在 △△△△外6筆 地目 登記簿現況ともに田 面積 1859㎡他合計9967㎡ 内容は新規です。 利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。 利用権の設定を受ける者 公益財団法人 しまね農業振興公社 松江市黒田町432番地1 経営面積はご覧の通りです。利用目的は田 期間は10年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は玄米30kgです。 12番から21番までは法人設立のための利用権設定になります。
-----	--

事務局	番号22 農地の所在 △△△△ 地目 登記簿現況ともに畑 面積3498㎡ 内容は再設定です。利用権を設定する者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用権の設定を受ける者 ○○○○ △△△△ 経営面積はご覧の通りです。利用目的は畑 期間は3年1ヶ月 10a 当たりの賃借料は3000円です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の条件である「全ての農用地を効率的に耕作する、農作業に常時従事する事、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議の程宜しくお願い致します。
議長	事務局の説明が終わりました。 議案第5号番号1 番号2について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 20番 ○○委員
20番	20番○○です。議案第5号番号1について説明させていただきます。これは次の2も同じですけども、○○○○さんのほうですが、○○○○さんがやっておられる案件でございまして管理のほうもちゃんとやっておられまして再設定でもありますしよろしくお願ひいたします。2の○○○○さんのほうですが、これも○○○○さんでして管理もちゃんとやっておられますのでよろしくお願ひいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 賛成することに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 賛成することに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号3について担当委員の補足説明をお願いいたします。 21番 ○○委員
21番	21番 ○○が補足説明させていただきます。番号3についてですが、番号1番号2と同様に○○○○さんの案件です。○○さんの田んぼの場所ですが、□□□□から県道挟んで向かい側へ入りまして旧道へ入りまして200メートルくらい行きますと、先ほどの原野化の田んぼがありましたがこの下の2枚でございます。再設定でございます。よろしくお願ひいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声)

議長	賛成することに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号3について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。 24番 ○○委員
24番	24番○○でございます。当該案件は、場所でございますが△△地区の△△△自治会というところでございます。○○さんも△△△自治会の方でございまして場所は△△△自治会を走る町道がありますけれども、自治会の真ん中あたり地元法人の格納庫があります。その格納庫から△△△方面へ向かって下ったところにある田んぼでございます。今回この法人のほうへ権利設定をするための島根農業公社への設定ということでございますので特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました 議案第5号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第5号番号4について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号5について担当委員の補足説明をお願いいたします。 16番 ○○委員
16番	16番○○が説明いたします。この申請は○○委員さん本人でございまして、申請地につきましては申請する人受ける人いずれも△△△自治会の方でございます。 場所は集会所そばにある農地でございます。新たに設定するものでございます。 ○○さん、ご覧の通り高齢でございます。これまでいろいろと管理のほうやってこられました、これからはできかねるという事でございまして自治会内で○○委員にお願いし、○○委員もお引き受けになったという事でございます。家族の状況等は別紙裏に書いてございます。なんら問題はないという風に思っております。ご承認よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました 議案第5号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第5号番号5について可とすることに決しました。 ○○委員にお知らせいたします。 番号5について承認されましたのでお知らせいたします。
○○委員	ありがとうございました。

議長	次、議案第5号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。 7番〇〇委員
7番	7番〇〇が補足説明をさせていただきます。この圃場は△△△△地内にありまして、□□□□の駐車場の下にございます。〇〇〇〇さんは同じ自治会内でございまして〇〇さんが耕作していращやいます。再設定でございますし適正に管理されておりますので問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました 議案第5号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第5号番号6について可とすることに決しました。 〇〇委員、議案第5号番号6について承認されましたのでお知らせいたします。 次、議案第5号番号7について担当委員の補足説明をお願いいたします。 2番 〇〇委員
2番	2番〇〇のほうからご説明申し上げます。 番号7でございますが、場所でございますが、一般県道△△△△線 △△△の集会所から山のほうへ向かいまして500メートル上がったところにある田んぼでございます。〇〇さんの家の真ん前にある田んぼでございます。〇〇さんと〇〇さんは親戚関係でございましてずっと前から作っている経過がございます。再設定でございます。適正に管理されておりますので、宜しくご審議をお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第5号番号7について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号8について担当委員の補足説明をお願いいたします。 35番 〇〇委員
35番	番号8につきまして35番〇〇が補足説明させていただきます。場所につきましては国道△△△ △△から△△方面に向かって□□□□からの横に面した△△側になりますがその農地です。〇〇さんもこれまで適正に管理されておられますし、再設定でございますのでお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか

議長	(はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第5号番号8について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号9について担当委員の補足説明をお願いいたします。 39番 ○○委員
39番	番号9について説明させていただきます。場所ですが△△△の町の横に□□□□の横に△△△線町道がございます。この町道を△△方面に200メートル行ったところにある田んぼでございます。ちょうどこの田んぼは、□□□□の工場がございますが、その真下になるたんぼでございます。○○さんでございますが、○○さんはこの春ご家族さんを亡くされて一人では耕作が難しいという事で○○さんに託されるものでございます。もう何年も田んぼとしては使われていないという事でこのような年貢で契約されたという事でございます。ご審議をお願いいたします。以上
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第5号番号9について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号10 番号11について一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 38番 ○○委員
38番	38番○○が補足説明させていただきます。番号10番号11同じ方でございます。場所でございますが、国道△△△線を△△から△△方面に上がっていただきますと途中に□□□□がございましてそれから2キロほど行きますと□□□□がでございます。その先300メートル行きますと△△△集落がでございます。△△△集落につきましてはど真ん中に国道が走っておりまして右手に隣接して圃場、それから河川、町道という形になります。国道の左筋には、圃場が隣接しておりまして JR が走っておりましてそれを越えると圃場があるという地形でございます。○○さんですが高齢でございますが家族さんもすでにお亡くなりになっておりましてご本人さんも足が少し不自由でして、病院のほうにも通院していらっしゃるということでございます。 ○○さんは、農業委員さんでございまして適切に管理やっただいております。○○さんにつきましても町内で土木関係のお仕事についておられまして頑張っておられます。再設定でございますしどうぞよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって議案第5号番号10について可とすることに決しました。 ○○委員、番号10について承認されましたのでお知らせいたします

〇〇委員	ありがとうございました
議長	次、議案第5号番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第5号番号11について可とすることに決しました。 次、議案第5号番号12から21まで一括担当委員の補足説明をお願いいたします。 先ほど事務局から説明がありましたように法人立ち上げのしまね振興公社への案件で ございます。簡潔にご説明をお願いいたします。 42番 〇〇委員
42番	この田んぼにつきましては△△常会というところの田んぼでございます。 〇〇さんの家から奥のところの田んぼです。 今回新しく法人を立ち上げたいという事で申請が出ております。 △△常会の方は元気な方が多いという事で計画を立てておられます。 ぜひ承認をよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号12から番号21について一括質疑に入ります。 先ほど説明がありましたように法人立ち上げのため、しまね農業振興公社にいったん 集積する案件でございます。 質疑ございませんか (はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 議案第5号番号12から番号21について一括可とすることに賛成の委員の挙手をお願い いたします 挙手全員 よって議案第5号番号12から番号21について一括可とすることに決しました。 次、議案第5号番号22について担当委員の補足説明をお願いいたします。 15番 〇〇委員
15番	15番〇〇からご説明申し上げます。この再設定の案件でございますが今から9年前の 平成21年12月新規契約になりましたものを、平成24年12月、平成27年12月、そして この度の3回目の再設定となるものでございます。△△△△の集落でございます、△△ 集落から△△△の□□□□の向うに抜ける大型農道がございますが、この農道沿線に ありますのが△△△△団地でございます。△△の上から□□□□ ■■■■ □□□ □ という事で合わせて10町余りの団地でございます。 〇〇さんが引き続き□□□□で玉ねぎ栽培をされるものでございます。11月中頃に玉 ねぎ苗の配布のお知らせがありますが、△△団地の皆さんが何十万本出荷をなさって 頑張っておられます。 以上です。ご審議をお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。 議案第5号番号22について質疑に入ります。 質疑ございませんか

議長	(はいの声) 可とすることに異議ございませんか (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします 挙手全員 よって議案第5号番号22について可とすることに決しました。 次、議案第6号下限面積の設定について、を上程いたします。 事務局説明してください。
事務局	議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定について、を上程いたします。平成30年12月20日提出 奥出雲町農業委員会会長 農地取得下限面積(別段面積) 別表1 農地法施行規則第17条第1項の適用について。区域 奥出雲町全区域(ただし、別表2の区域を除く) 下限・別段面積 30a 別表2 農地法施行規則第17条第2項の適用について。区域 奥出雲町区域内の空き家付き農地であって農業委員会で承認された区域(1筆ごと) 下限・別段面積 1a 以上です。
議長	はい。事務局の説明が終わりました。 この案件につきましては先般の研修のときに車内におきまして皆さん方から意見をお聞きました。議会からも12月末までには設定をするようにと言われております。 皆さん方に相談をしながら進めておりましたけれども、概ね皆さんの話の中で下限面積を少し下げた方が良かろうということと、空き家付きの別段面積を設けた方が良かろうという意見がございましたので。法的には30までができる範囲でございます。40でもかまわない状態ではございましたけれども、30として提案したところでございます。別段面積につきましてはここに書いておりませんが、その家から概ね100メートル以内ぐらいを認めようというような案ではございますが、ここに書いた方がいいかわかりませんが、例えば別段面積で空き家付きで馬木のほうで空き家に入った人が鳥上のほうで農地の申請が出たという事では、具合が悪いので空き家についてのその距離を概ね100メートルくらいという、空き家に付いた農地を耕作するという意味あいでは入れた方がいいのか悪いのかという事を皆さんのご意見を伺いたいと思います。どうぞ自由にご意見をお願いします。
13番	はい。
議長	はい。〇〇委員どうぞ
13番	農業委員会で決めるんですか？町がどうこうというようなことは
議長	農業委員会で決めます。
13番	そうすると、そこあたりが。 いろんな問題が現実的には出ると思いますが、文章にしたほうがいいのかせんがいいかですよねえ。どうでしょうかね
議長	事務局、雲南市などはどうなっていますか
事務局	下限面積については農業委員会の公告です。 資料のほうを付けておりますので説明させていただいてよろしいでしょうか。

議長 事務局	お願いします。 第166回総会議案第6号資料をご覧ください。はぐっていただいて、農地の権利取得における下限面積要件をご覧ください。 こちらは農水省が作成したものでございます。下限面積のことについて少し概要のほうを説明させていただきます。 まず上のほうに、耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可に要件の1つとして下限面積要件(農地の取得後の経営面積が、原則として都府県50a、北海道2ha 以上必要)があります。 下限面積の基準については、平成21年の農地法改正により地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっております。 この下限面積は原則です。農地法第3条第2項第5号にうたっております。 取得後の農地面積の合計が都府県50a、北海道2ha 以上となることが必要となっております。奥出雲町もこの原則に従っております。 次、右のほうに移ります。特例とございます。これは農地法施行規則第17条になります。地域の実情に応じて、農業委員会が別段の面積を定めることが可能となっております。この17条につきましては第1項、第2項とございまして、第1項は平均規模が小さい地域。第2項は担い手が不足している地域になります。 まず第1項については、自然的経済的条件から見て営農条件が概ね同一の区域について。当該区域において、別段の面積未満の農地を耕作している者の数が4割を下回らない様、10a 以上の面積で設定(設定単位はアール)が可能となっております。 第2項 新規就農者等の受け入れの促進により農地の有効利用等を図る観点から、遊休農地等が相当程度存在する区域について当該区域内の位置及び規模からみて、小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれのない場合に、任意の面積(10a 未満でも可)で設定が可能となっております。 1枚目に戻ってください。経営面積規模別農家戸数を出しております。これは農地台帳のほうから統計を出しております。左側経営面積。経営面積ごとに戸数を出しております。全体の戸数から割り返したもので農業者の割合を出しております。ここで先ほど説明しました特例の第1項については4割を下回らないようとなりますので、20a 未満が4割ギリギリでございますが、10a 未満は該当にならないという事になります。下のほうにも注釈をつけております。設定区域内において定めようとする面積未満の農業者の数が当該設定区域内の農業者の総数の概ね 100 分の 40 を下回らないように算定されるものであること。となっております。 真ん中、別段面積の設定の県内状況でございます。50a 別段面積を設定していない所。これが1市1町 安来市と奥出雲町です。40a 4市(地区によって異なる)とありますが、市部につきましては合併前の市町村、単位で設定されている場合が多いです。雲南市も同様です。これが第1項の自然的経済的条件から見て営農条件が概ね同一の区域についてというところで旧町ごとに設定をしておられる場合が多いです。これが4市。30a が5市8町 30a と全域設定は2町でございます。20a が7市4町1村でございます。全域設定は1村という事で実はこれは県の農業経営課のほうから資料をいただきましたが10月1日現在なんです、県の整理ができていないという事で公表は控えてくださいという事でしたので、名前は上げておりませんが数だけ公表させていただきます。県内の設定状況は以上です。 それから最後に、空き家バンクの登録状況でございます。6月現在、114件登録がございました。このデータを担当課の地域づくり推進課のほうからもらいまして、これらについて空き家の所有者がどれだけ農地を所有しているのかを全物件のほうを洗い出しま
----------------------	---

事務局	して32件ございました。筆数にして69筆になります。これについての条件ですが、すでに建物のみ売却しているもの、これから売却希望のもの、それから先ほど会長さんから話がありましたが対象物件から概ね100メートル以内にある農地について抽出をしまして32件、69筆となりました。これらの中では、最小面積については124㎡、最大になりますと1361㎡所有している方がおられたという事でございます。 以上、補足説明をさせていただきました。
議長	はい。事務局の説明が終わりました。 農地法第3条第2項第5号 農地取得下限面積ですがここに、概ね100メートルという事入れることができますか。
事務局	これがですね、便宜上別表2のところにこういう文言の説明をしておりますが、本来はここに、奥出雲町の何番地というような、物件の筆が入りますので今は最初の段階としてこういう表現をさせていただいておりますが、特に100メートル以内の記載は特に必要ないと思っております。
議長	申請があったときにそれを見て、家から離れてておかしいねという事だったら許可が出ないという解釈ですか。
事務局	はい。そうですね。今後空き家バンク登録担当課の地域づくり推進課と話は進めていきますけれども、受付の段階で空き家バンクの登録がありましたら、農地についても登録の希望がありましたら、農業委員会のほうに来ていただいてそのあたりの説明をさせていただいて、あとは担当の農業委員、推進委員に確認していただいて総会にかけさせていただくというような流れになろうかと思います。
議長	その中で判断として概ね100メートル以内くらいで認めようという事ですね。
事務局	はい。 それで、最終的にその地番が固まれば、別表の区域のところに具体的に地番を載せていくことになります。その都度、総会にかけさせていただくことになります。
議長	いかがでしょうか。先日の研修の移動中には下限面積は30という意見もありましたし40という意見もありました。そのままという意見も多少ありましたけれども議会からの話もあったり、この際下げようという事で30で提案させていただきました。それから、空き家バンクについては1aとして提案しました。 皆さん方いかがでしょうか。
9番	はい。
議長	はい。〇〇委員
9番	考え方を整理しといた方がいいですね。ただ面積がどうこうじゃなくて。 30aとか50aとか個別経営で言えば経営という視点じゃないわけです。農業というまあ、趣味であってもそれをちゃんと農業者として認めてあげると意識を持たないといけないと思います。面積が多ければいいというものではありません。新規就農者などの場合は、例えば初めから10町やれよと言ったってできんわけですから。 ですから、この面積設定する意味をちゃんと誰もが認識しておいて数字の設定を考えていくという事が大事じゃないかと思います。その意味からいって、今までの50aの設定が、まあ食糧難の時代であれば50aあれば食べていける規模ですよ。昔でいえばね。ところが今は皆さんのところは一人いくら食べますか。国の平均から見ますと60キロ切ってますよ。5人家族おったって食べる量がたかがしれてるわけです。ですけれども今の奥出雲町の状況を見えますと、皆さん方の集落も同じですけども、

9番	どれだけ農家戸数が減りましたか。大規模化を狙うのはいいですけども、農業を楽しむ人を認めてあげたいと私は思います。ですからあまり高い設定は・・・ 私は希望からいえば、今までの半分でもいいと思います。その人が、自分の家族が 3 人か 4 人ほどご飯が食べられるくらいのことをして田舎暮らしを楽しむという事になれば私は半分くらいでもいいじゃないかと思います。それから空き家バンクのことでありますが、少なくとも田舎暮らしをされる方が例えば、転入してこられて、面積を 100 以上ないといけんという事を定める必要はあるかどうか。特に定める必要がなければどうせ農業委員会にかけられるのですから、その時に判断すればいい。空き家についてる農地でしょ。前提が。
事務局	はい。
9番	空き家についてるから来た人に耕作していただくものということですから、その面積を特に定める必要があるかなあという気がします。空き家バンクの関係からすればあまりにも 100 メートルとかいう事にこだわる必要はないと思います。特に奥出雲町は開発農地もありますので 100 メートルというとなかなかなくて、いや私はその集落の開発農地の一角で少し何かをしてみたいという方だって出てくるかもしれません。まあ、そこら辺のところはあまり細かくする必要はないかというふうには思っております。私の意見として申し上げます。
議長	はい。ありがとうございました。 〇〇委員から概ね半分くらいでもいいじゃないかという意見もございましたがこの 30 がまさに半分でございます。10a を半分にしちゃいけないという事で 50 の半分は 25 だけど 30 くらいがいいじゃないかという事です。それから空き家バンクのことですが、空き家という事が前提ですので空き家バンクに入って開パイをやるという事はないですので。開パイ入ってやる人は 30a 以上の分で出てくるので。
9番	開発農地を持った空き家もいっぱいありますよ 距離をやるとそこへ行かれんという事も出てくるでしょう。 私は距離を設定せんでもいいと思う。
議長	概ね 1a でもいいでしょうかねえ
事務局	この第 2 項の別段下限面積については 1a 単位で必ず面積の設定は必要になってきます。
9番	1a 以上？何 a？
事務局	いや、何 a でも。全国的には 0.1a もございます。今回 1a とさせていただいたのは現在奥出雲町の空き家バンクの登録がある方で農地をお持ちの方の面積を見ていったところ、最低で 126㎡ でございましたのでその数字から 100㎡ 1a が妥当であろうという事で 1a とさせていただきます。
9番	1a 以上ならいいという事ですか
事務局	そういう事です。下限面積 1a 未満であれば駄目です。
議長	まあ、法律なのであまり思いみたいなことばかり書くわけにいかないのだからこれで決めるなら決めるようにせんといけんですよ。 はい。〇〇委員どうぞ
13番	空き家バンクの間口を広げるという事です。現在は農業は集約的に大型化して農

13番	地を守るという分とほんの僅かですけど新しい人が農業を試みるという小さい流れが全国的にもあるわけです。という意味で別段の面積を30a に下げると同時に空き家バンクも設定するという事です。ただ、それは前向きな話であって、裏を返すと小分けした時に農地が空き家バンクで入ったはいいが、2, 3年で出ていくという傾向が無きにしもあらずです。家は売ったが、畑が残ったという虫食い状態になるといろんな問題が危惧されるので多少遠くて云々というよりも家の近くであれば次、借りた人が使いやすいといういろんなことがあってという話もした経過がございまして、何らかのいろんな方面で考えたほうがいいじゃないかと思います。
議長	これは取得することだからね。借りて作ってもいいわね。 これを3条の許可を出して自分の土地にするという事だからこういうことになるわけです。今まで50a だったのが島根県下でも奥出雲町と安来だけになった。言い換えれば、農業を頑張ってやっているところは大きい面積で今、下限面積を設定している。北海道もですけども。そういう具合で奥出雲町の基幹産業は農業だから50a で。安来もやった。それから都会に行くほどやる人が少なくなってだんだん下がってきたというのが実態なので。さりとて、奥出雲町も農業だけでやっていけるような状況ではないので、議会のほうから話があるような状況になってきているから、この際30くらいに下げたらいかがでしょうかという提案でございます。いろいろな思いはあると思いますけれど、あまり飛躍した話ではなくて、こういう状態だったらこの決まりの中でやっていこうではないかと。これは、今決まっても来年また決めることはできますので。何か問題があれば来年また変えることもできます。まあ、議会から12月末までにということがありましたので。
議長	はい。〇〇委員どうぞ
12番	いろいろ、いわゆる経営という立場に立てば、私も今までのままでいいじゃないかという事を以前申し上げましたけれども、最近非農地証明がたくさん出ますので農地を守るという立場で今回された方がいいと思います。 その一言ほど申し上げておきます。
議長	はい。〇〇委員どうぞ。
16番	はい。 私は、この面積でいいと思っております。といいますのは、下限面積今回引き下げますけれども農業をやろうという人はこれ以上持っていれば取得できる。また、上限を決めているわけではありませんので、大きく規模拡大、日本農業のトップを目指そうという風な考え方の人は大きな可能性があるという事を決めるところでございまして、下限面積を引き下げることはそういう農業をやってみようという人に門を広げるという意味で地域振興そういうことを考えますと、奥出雲町ではやはり人口流出等によって少なくなっていくという状況がございましてので少しでも入っていただく、あるいは現在ある農地を30a ある上に40, 50にして奥出雲の地域で生活をしようという事が可能になるという事で人口減少、世帯減少を少なくする可能性を秘めているというふうな前向きな思いでこの面積でいいではないかという思いがしております。
議長	他に意見はありませんか。 だいたい意見が出たようですので、採決いたします。 提案いたしました下限面積30a 別段面積1a について承認していただけますでしょうか。挙手をお願いいたします。 挙手全員 よって、奥出雲町の下限面積は30a、別段面積は1a に決定させていただきました。 ありがとうございました。

議長	その他について、事務局お願いします。
事務局	はい。その前に1点 先ほど会長さんからお話がありましたけれども、この別段面積につきましては別段面積を定めている、いないにかかわらず毎年 1 度は総会や部会で下限面積が適切かどうか確認することになっております。最低でも年に1回は審議のほうをさせていただくことになろうかと思しますのでよろしく願いいたします。 事務局その他について、説明。
議長	以上をもちまして、本日提案いたします議題のすべてを終了いたします。 次回の農業委員会総会は 1月 23日、9時から横田、ここで行いますのでよろしくお願いをいたします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 月 日

議長 18番 ⑩

議事録署名委員 5 番 ⑩

議事録署名委員 6 番 ⑩